

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務局総務部法制課】 3
- 公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則【企画調整局総務調整部総務課】 4
- 地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】 5

◇ 告 示

- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 6
- 地縁による団体の認可【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 7

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 9

◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】 11

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、同法に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等に応じない者に対する命令及び収去の権限を保健所長に委任することにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人北九州市立大学が市長に提出する財務諸表を改めることにしました。

この規則は、令和5年3月24日から施行することにしました。

◇地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人北九州市立病院機構が市長に提出する財務諸表を改めることにしました。

この規則は、令和5年3月24日から施行することにしました。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成 3 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 項第 4 号中「第 4 4 条の 7 第 9 項」を「第 4 4 条の 1 1 第 9 項」に改め、同項第 6 号から第 8 号まで及び第 1 1 号中「協議会」を「感染症審査協議会」に改め、同項第 1 3 号を次のように改める。

（1 3） 法第 2 6 条の 3 第 1 項及び第 3 項（これらの規定を法第 4 4 条の 3 の 2 第 6 項及び法第 5 0 条の 3 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び収去に関すること。

第 1 0 項第 2 4 号中「協議会」を「感染症審査協議会」に改め、同項第 2 6 号中「第 4 4 条の 7 第 1 項」を「第 4 4 条の 1 1 第 1 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 項第 4 号及び第 2 6 号の改正規定は、公布の日から施行する。

公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第4号

公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成17年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える

。

（1） 純資産変動計算書

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第5号

地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成31年北九州市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第10条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3246	砂津2 2号線	前	小倉北区砂津三丁目503 番1地先から 小倉北区砂津三丁目528 番13まで	6.0 ～ 43.0	151.0
		後	小倉北区砂津三丁目503 番1地先から 小倉北区砂津三丁目528 番13まで	6.0 ～ 28.4	151.0

北九州市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

令和5年3月24日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

上長野町内会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

3 区域

北九州市小倉南区長野265番地の2、370番地、390番地、507番地の3、512番地の2、512番地の12、515番地の2から515番地の4まで、575番地の5、684番地、695番地、697番地から700番地まで、703番地、712番地の3、712番地の5、741番地の5、744番地の2、747番地の2、748番地の5、748番地の7、754番地の2、756番地の4、764番地の5、768番地の3、773番地の5、792番地の1、795番地の1、806番地、811番地の3、882番地、883番地の1、887番地の2、890番地の4、890番地の7、893番地、896番地、910番地、962番地、973番地、976番地、977番地、977番地の2、978番地の1、979番地、984番地、986番地、990番地の3、990番地の7、995番地の2、999番地、1009番地の4、1020番地の1、1030番地の2、1038番地の3、1092番地の2、1099番地、1105番地、1111番地の5、1111番地の6、1119番地、1122番地、1125番地の3、1127番地の1、1127番地の2、1129番地の1、1134番地の8、1134番地の9及び4827番地、大字横代1809番地並びに長野一丁目15番45号及び17番18号

4 主たる事務所

北九州市小倉南区大字長野990番地の4

5 代表者の氏名

松井清憲

6 代表者の住所

北九州市小倉南区大字長野990番地の3

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

令和5年3月24日

北九州市公告第181号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年3月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス竹末店

北九州市八幡西区竹末一丁目19番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社NTT西日本アセット・プランニング

大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

代表取締役 盛山弘一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社NTT西日本アセット・プランニング

大阪府中央区今橋二丁目5番8号

代表取締役 松本順一

イ 変更後

株式会社NTT西日本アセット・プランニング

大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

代表取締役 盛山弘一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 宇野正晃

イ 変更後

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 横山英昭

4 変更の年月日

(1) 前項第1号の代表者 令和4年6月21日

(2) 前項第1号の住所 令和4年8月29日

(3) 前項第2号 令和5年3月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年3月15日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年7月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年7月24日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程（平成10年北九州市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第17号ア及びイ以外の部分中「第27号」を「第28号」に改め、同項中第27号を第28号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 高齢者部分休業を承認された場合

ア 1日を単位とするとき	高齢全
イ 午前するとき	高齢前 (分)
ウ 午後するとき	高齢後 (分)

第4条第3項中「又は第26号」を「、第23号イ若しくはウ又は第27号」に改める。

第7条第1項及び第8条第2項第10号中「第27号」を「第28号」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。